

船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）及び高知県水難救済会（以下「乙」という。）並びに高知海上保安部（以下「丙」という。）とは大規模地震等の災害発生時における船舶による輸送等の災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等が発生した場合において、海上における緊急輸送等の災害応急対策を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震等による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。

ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- （2）災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- （3）その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する救難所員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙の救難所員が実施した業務に要した費用は甲が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙の救難所員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(訓練)

第8条 乙が、この協定に定める業務を安全且つ円滑に実施するために訓練を実施しようとするときは、甲又は乙から丙に対して訓練にかかる指導を要請することができる。

2 丙は、前項の要請があった場合は、可能な限り協力し実施するものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した乙の救難所員が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(平成10年3月30日高知県条例第3号)の規定に準じて、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(緊急連絡表の提出)

第10条 乙は、甲からの協力要請窓口を記載した緊急連絡表(様式第3号)を毎年1回甲及び丙に提出するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙及び丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成21年4月1日から、その効力を有するものとし、甲乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月27日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙 高知県高知市本町1丁目6番21号

高知県水難救済会会長

丙 高知県高知市棧橋通5丁目4番55号

高知海上保安部長